「デジタルサイネージ」への広告放映者の募集について

令和6年3月21日 北海道大学社会共創部社会連携課

北海道大学(以下「本学」という。)は,「デジタルサイネージでの広告放映者」を以下のとおり募集します。

1. 広告を掲載する媒体

媒体名: デジタルサイネージ

契約期間: 広告放映開始日から令和6年度末まで(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

※契約期間は、原則、年度単位とし、契約期間満了の3カ月前までに、本学又は広告放映者から書面による解約の申し出がない場合は、同一金額で年度ごとに契約を更新する。

※年度途中の申し込み等により、6か月以上11か月未満の範囲で月単位の契約を認める場合がある。年度途中の申し込みによる放映開始日は、申込み日・決定日に応じて相談するものとする。

台 数: ①福利厚生会館(北部食堂)1台

②クラーク会館 1台

※設置場所の詳細は別紙 1-1 から別紙 1-3 のとおり。

規格: 55型デジタルサイネージ(タッチパネル式)

デジタルサイ本学の学生・教職員の福利厚生及び来学者に向けた本学の情報発信に加え、本学

ネージの用途: と関係のある企業との連携強化のため

広告対象者: 本学の学生・教職員及び各施設の利用者

その他: 【各施設の情報】

①福利厚生会館(北部食堂) 1台

(住 所) 札幌市北区北17条西8丁目

(設置目的) 学生の福利厚生のため。

(開館時間) 平日 10:00~19:00 (開館時間は時季により変更となる場合がある)

休館日:土曜・日曜・祝日及び年末年始の休日

(利用者数)年間約40万人(令和4年度2月までの実績)

※新型コロナウイルス発生前の2019年度は72万人

(利用用途) 学生食堂

②クラーク会館

(住 所) 札幌市北区北8条西8丁目

(設置目的)学生の福利厚生のため。

(開館時間) 8:30~21:00

休館日:日曜・祝日及び年末年始の休日 ※ただし、日曜・祝日に開館する場合もある。

(利用者数) 年間約20万人

(利用用途) 学生サービス (学生食堂, 就職支援, 賃貸住宅の仲介, アルバイトの紹介, サークル活動など) 及び各種イベント開催など。

2. 広告の規格及び数量

放映位置: 別紙2のとおり

規格: 【広告放映部】

《放映面積》

(通常放映時)

・(縦)約 380mm×(横)約 680mm (カラー)

※通常時は、すべての広告放映者の広告をローテーションして放映する。タッチパネルを押した際に、任意の広告へと切り替わる(下記アイコン部を含む全画面で放映)。

(全画面放映時) ・(縦)約 1,210mm×(横)約 680mm (カラー)

《放映時間》

・広告は1枠あたり15秒以内の動画(静止画のスライド形式も可)とする。 2枠の場合は、15秒以内の広告を2種類放映する。

《放映方法》

- ・広告は原則,「福利厚生会館(北部食堂)」及び「クラーク会館」の2 箇所で同様のものを放映するが,それぞれ別の広告を放映することも可能 とする。
- ・最大 48 枠の広告をローテーションする。

【広告放映者のアイコン部】

広告放映者のアイコンのサイズは、(縦)約 $80 \text{mm} \times (横)$ 約 $80 \text{mm} \times (横)$ 約 $80 \text{mm} \times (横)$ 的 $160 \text{mm} \times (横)$ 的 $160 \text{mm} \times (横)$ 的 $160 \text{mm} \times (ᡮ)$ 的 $160 \text{mm} \times (£ \texttt{mm} \times$

※アイコンの配置は別紙2のとおりとし、広告放映料の提示額の高い 者から別紙2に記載した番号順に割り当てる。

募集者数: 48枠

※募集は、「福利厚生会館(北部食堂)」及び「クラーク会館」の2箇所セットとし、いずれかのみへの応募は不可とする。

※応募は、1企業あたり1枠又は2枠のいずれか一方の希望を明記して応募する ものとする。

※募集者数の上限を超えて応募があった場合は、広告放映料の高い順から広告 放映者として決定する。

※広告放映者が上限に達するまで、随時募集を行う。

広告放映料

基 準 額:

1 枠 (15 秒×1 種類): 275,000 円/年 以上

(消費税及び地方消費税を含む)

2 枠 (15 秒×2 種類): 440,000 円/年 以上

(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の広告放映料基準額は、「福利厚生会館(北部食堂)」及び「クラーク会 館」を2箇所セットにした単価である。希望者は、希望する枠に応じて上記基準額 以上の額を定め、「4」の申込方法記載の見積書にて金額を提示すること。

広告素材(広告放映用の動画・静止画のスライド等、アイコン用の静止画)につい 広告素材:

ては広告放映者が準備するものとするが、広告素材の軽微な加工及びデジタル サイネージ用データへの加工については、本学が契約する委託先(以下「委託 先」という。) へ無償で依頼することができる。委託先の情報, 広告素材の提出

期限は、広告放映者決定後に本学から広告放映者に対し通知する。

広告放映者の広告内容は、大学構内で放映するのに相応しいものであること。 広告内容:

広告の放映内容の変更は、1枠の広告あたり年4回程度を目途とし、それ以上の

変更については委託会社と相談するものとする。

・本募集への応募者について、公序良俗に反するなどの信用を失墜している者及び その他:

本学と紛争中の者などについては、応募を認めない場合がある。

・原則、契約期間中の解約は認めない。

・広告放映者が、公序良俗に反するなどの信用失墜行為により、広告放映の継続が 妥当ではないと判断された場合は、本学からの通知により契約を解約する場合が

ある。

3. その他の要件等

上記以外の要件等については、「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」による。

4. 申込みの時期及び方法

申込期限: 応相談

申込方法: 広告掲載申込書(別紙様式1)に希望枠数(1 枠または 2 枠)を明記し、広告図

案、広告内容の説明、会社概要、広告掲載料に係る見積書(消費税及び地方消費税 を含んだ額を記載)を添付の上、上記期限までに「7 | に示す送付先へ郵送するこ

と。封筒には、「デジタルサイネージ申込書在中」と赤書きすること。

※広告図案は、上記2. 「広告内容」を満たしていることを審査するに足る情報を送 付すること。動画の場合は動画データ(DVD等)の送付や、おおよその画面を キャプチャして印刷する等,広告内容の説明とともに,広告内容が把握できるも

のを送付するものとする。なお、送付書類の返却は行わない。

※初年度の広告放映開始日が個別対応となる場合があるため、事前に7.問い合わ

せ先宛に連絡をすること。

申込費用: 申込みに要する費用は申込者の負担とする。

5. 放映までの手続き

(1) 申込内容を「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」に基づく審査により広告放映者を決定 し、広告放映可否通知書にて通知する(おおよそ申込み日から1か月以内)。

- (2) 広告放映可否通知書を受領した広告放映者は、広告放映可否通知書と同封する請求書により、所定の期日までに広告掲載料を納付すること。期日までに納付が行われない場合、広告の放映は納付確認後に開始し、その場合も広告放映終了期間の延長は行わないものとする。(納付期日:翌月末払い)
- (3) 広告放映可否通知書に記載した期日までに、広告素材を本学が指定する委託先へ提出すること。

6. その他

- (1)提出する広告素材の内容の不備については、本学はいかなる補償も行わないため、原稿は慎重に作成すること。
- (2)デジタルサイネージの筐体には「広告内容については広告主に直接お問い合わせください。」と表記する。
- (3)本件に関して疑義が生じた場合は、本学へ連絡すること。

7. 申込書送付先・問い合わせ先

〒001-0021 北海道札幌市北区北21条西11丁目

国立大学法人北海道大学社会共創部社会連携課

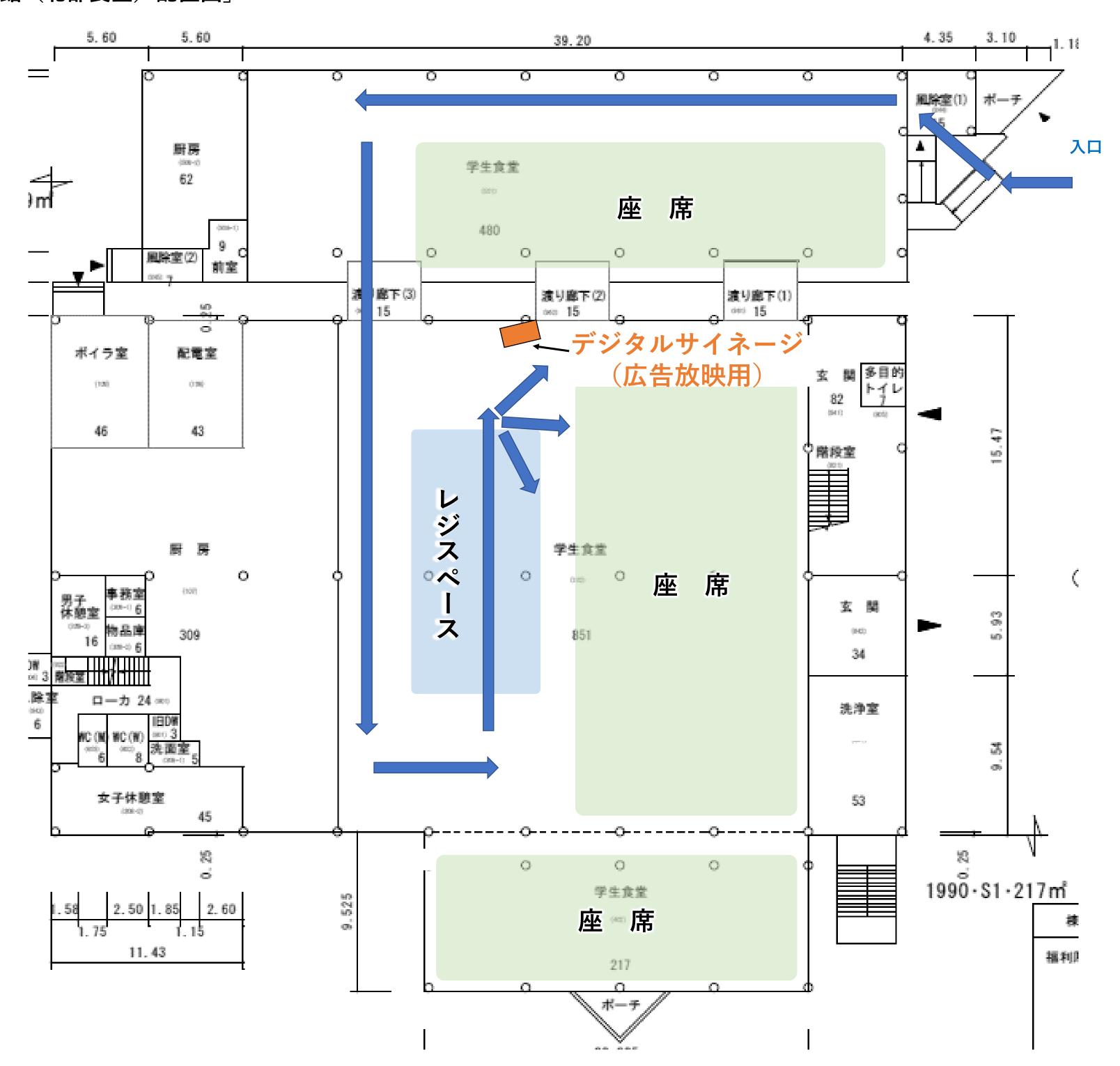
TEL: 011-706-9710, 9711

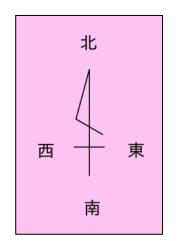
FAX: 011-706-9607

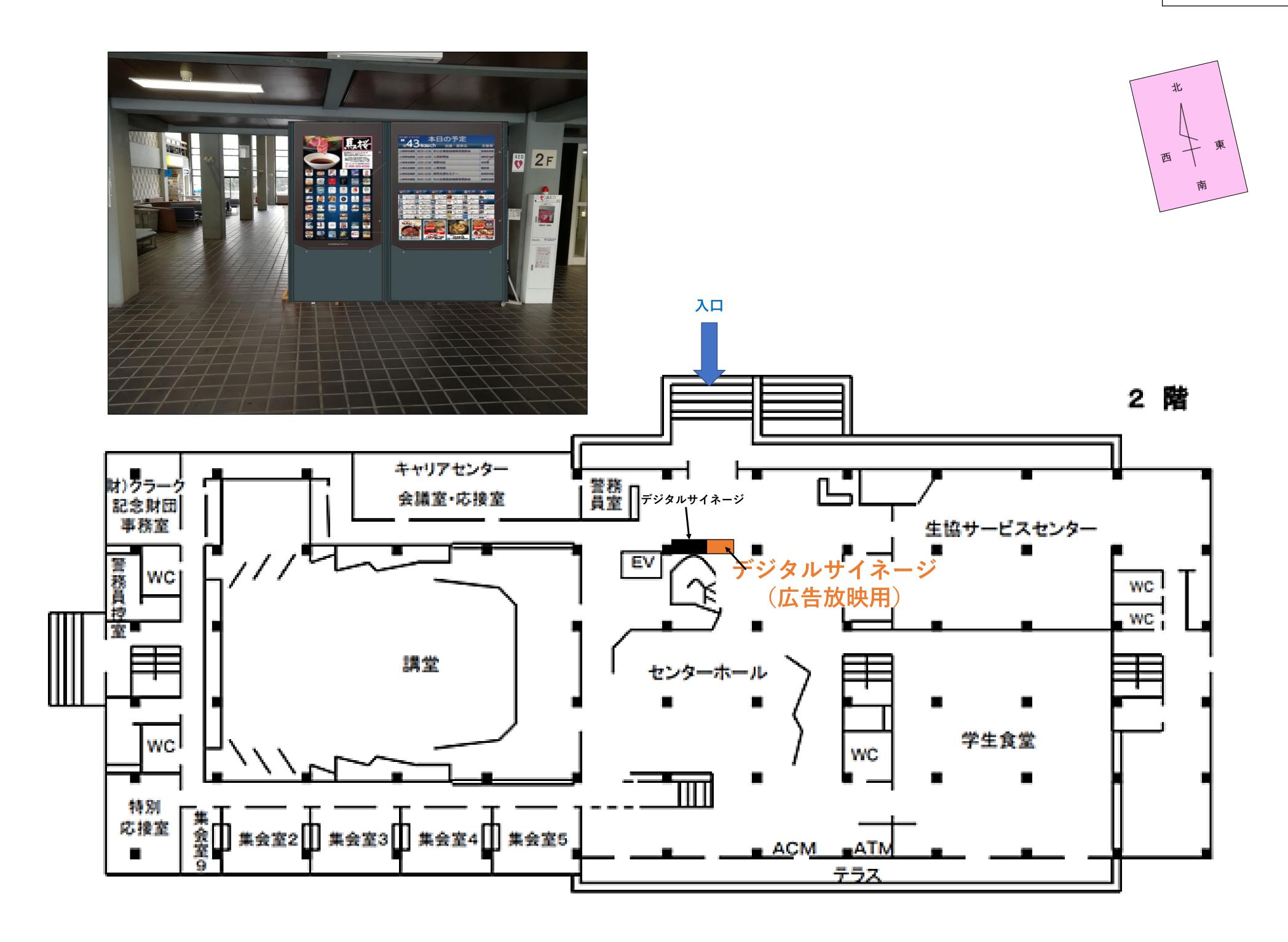
e-mail: s-collab□dpe.hokudai.ac.jp (□をアットマークに換えて送信)

なお、申込書は「4」記載のとおり郵送でのみ受付となるので、メール添付は不可とする。









サイネージのイメージ



コンテンツの詳細

55型液晶モニター

広告放映部分(通常時) 縦380mm×横680mm

※アイコンタッチ時は全画面 (縦1,210mm×横680mm)で 放映される

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	48

【仕様等】

- 1. 広告は通常時は1枠15秒でローテーション して「広告放映部分」で放映する。 2枠の場合は15秒×2種類放映する。
- 2. アイコンはタッチパネル式とする。 タッチすると該当番号の広告が全画面で放映 される。
- 3. アイコンの位置は1枠及び2枠それぞれにおいて広告放映料の提示額の高い者から、募集期間 ごとに番号順に割り当てる。
- 4. 広告放映者の広告素材(動画・静止画等)は、 本学の委託業者がデジタルサイネージで放映 できる形式に加工する。

アイコン(縦)約 80mm×(横)約 80mm

※ただし、全申込枠数が20枠を下回る場合 は、(縦)約 160mm×(横)約 160mmの拡大 表示とする。 別紙様式1 (第9条関係)

令和 年 月 日

殿

住 所 商号または名称 代表者氏名

印

広告掲載申込書

「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」第9条の規定に基づき,下記のとおり広告 掲載を申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」に掲げる事項を遵守します。

記

- 1 広告掲載媒体名 「 デジタルサイネージ 」 (福利厚生会館1階(北部食堂)及びクラーク会館,令和6年4月1日~)
- 2 掲載希望枠数 1枠 / 2枠 (希望する枠数に○をつけてください)
- 3 連絡先
 - (1) 担当部署及び担当者氏名:
 - (2) 電話番号及びFAX番号:
 - (3) 電子メールアドレス:
- 4 添付書類
 - (1) 広告図案
 - (2) 広告内容の説明
 - (3) 会社概要
 - (4) 広告掲載料に係る見積書